

〔到達目標 修士課程・博士課程の教育内容・方法等〕

本大学院法学研究科における私法専攻及び公法専攻の博士前期課程は、本学大学院の教育方針にしたがって、私法分野及び公法分野における特定の研究主題に関する高度かつ専門的な学術の理論及び応用について深く学修することを希望する学生に対し、幅広く教育研究の機会を与え、法学に関するすぐれた研究者を養成することを主たる目的とするが、これのみにとどまらず、必ずしもそのような研究者を希望しない学生に対しても広く門戸を開放し、同様の教育研究を受ける機会を与え、これを通して社会に有用な人材の育成に資することを目的とする。この場合における教育方法は各専門の法分野の教員による個別的な研究指導を中心として行われる。それらの博士後期課程の教育はそれを踏まえてより高度の専門的な学術の理論及び応用を研究し、高度の研究遂行能力を備えた研究者の養成をめざす。その教育の方法はより徹底した研究指導の方法によって行われる。

また、本研究科に夜間大学院の専攻として設置されたビジネス法務専攻の修士課程は、主として社会人に対し、法学の諸理論の観点から、特定のビジネス法務の領域に関する専門的な学術の理論及び応用について教育研究の機会を与え、もってビジネスローに関する高度で専門的な技能を身につけた職業人を養成することを主たる目的とする。ビジネス法務専攻は、特定のビジネス法務についてビジネスと法理論との架橋を図る観点から教育研究が行われるので、その教育の方法は、法学研究系の教員による研究指導と法実務系の教員の講義とを相互に関連・結合して行われる。その博士後期課程の教育はそれを踏まえてより高度の専門的な学術の理論及び応用を研究し、高度の研究遂行能力を備えた研究者及びより高度の法律職業専門家の養成をめざす。その教育の方法はより徹底した研究指導と専門領域に関するインターンシップの方法によって行われる。

〔到達目標 学生の受け入れ〕

本研究科は、法学部または他学部における学士課程の教育を受けた、またはそれらと同等の学力水準にあると認められる者のうちから、私法専攻・公法専攻の博士前期課程の教育研究を受けるに相応しい学生を選考によって受け入れ、また、それらの博士後期課程においてはその研究遂行能力に対応できる学生を選考して受け入れることにしている。広く社会人学生の受け入れにも努めている。なお、この点ビジネス法務専攻は、社会人学生の受け入れを中心としている。

〔到達目標 教員組織〕

私法分野・公法分野における特定主題についてより深く専門的に学識を深め研究を究める強い意欲を持った学生に応えるために、高度の専門的学識と高度の研究遂行能力を備えた教員をできるだけ広くかつバランスよく包含した教員組織を確保するように努めるとともに、ビジネス法務専攻における高度の応用的な教育研究を行うために、特定のビジネスロー分野の専任教員組織を中核に法実務系の専門家教員との密接な協力・連携によって、そうした教育研究目的を遂行できる柔軟で開かれた教育組織の編成をめざす。

〔到達目標 研究活動と研究環境〕

（この項目は、法学部と法学研究科の状況を併せて記述することとする。）

法学分野のさまざまな問題について情報を客観的に分析し、的確かつ公正な判断を下し、説得的に

主張する技能を身につけた人材を養成することを目的とする法学部の教育、法律分野における特定の主題について高度かつ専門的に学術の理論及び応用に関する研究を遂行する研究能力を修得した人材を養成することを目的とする法学研究科の教育研究を実現するためには、各教員の専門的法分野について内外の法理論や法実務の状況などについて広くかつ十分に研究・理解した教員組織が必要であることから、教員に対しそのために必要な研究活動と研究環境が十分に保障されていることが必要である。具体的には、教員の持ちコマの加重状態の緩和を進めること、研究会開催のための時間帯を設定して諸会議等の予定を入れないようにすること、法学研究科・法学部の教員のための共同研究費の制度化を図ること、といった措置を実現可能なものから早急に整備・実現すべきである。